

参議院議員補欠選挙が行われます。

参議院議員補欠選挙が10月10日(木)に公示されます。
候補者をよく選んで忘れずに投票しましょう。



みんなの一票大切に！

投票日 **10月27日(日)**
投票時間 **7:00～18:00**

大槌町で投票できる人

平成18年10月27日までに生まれた日本国民で、7月9日(火)まで大槌町内に住民登録をし、町の選挙人名簿に登録されている人。

大槌町に転入した場合

7月10日(水)以降に転入届を出した人は、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合、前住所地での投票となります。次のいずれかの方法で投票できます。

- ① 投票日当日に、転入前の市区町村の投票所へ出て投票
- ② 投票日の前日までに、転入前の市区町村の期日前投票所で投票
- ③ 転入前の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、書類が届いたら不在者投票(他に比べ、手続きに時間を要します)

町内で引越した場合

9月29日(日)までに転居届を出した人は、新しい住所地の投票所で、投票することになります。9月30日(月)以降に転居届を出した場合は、引越する前の住所地の投票所で、投票することになります。

投票所

町内13カ所あり、町選挙管理委員会が発行する投票所入場券(はがき)に指定された投票所が記載されています。あらかじめ投票所と時間を確認しておきましょう。投票所入場券が届いていない場合や紛失した場合でも、有権者であれば投票できます。その旨を投票所の係員にお話しください。

投票区	投票区の区域	投票所
1	長井、種戸、徳並、一の渡、蕨打直	小槌地区多目的集会所
2	臼沢、寺野、三枚堂	臼澤寺野地区ふれあい集会所
3	桜木町	桜木町保健福祉会館
4	上町、花輪田、本町、栄町、須賀町、小枕、大町、末広町、新町	大槌町役場
5	安渡	大槌町公民館 安渡分館
6	赤浜	大槌町公民館 赤浜分館
7	吉里吉里	大槌町公民館 吉里吉里分館
8	浪板	浪板交流促進センター
9	柁内、迫又、沢山	大槌町立大槌学園
10	源水、大ケロ一丁目、大ケロ二丁目	大槌町多目的集会所(大ケロ)
11	和野、前段、白銀	かみよ稲穂館
12	戸保野、安瀬の沢、元村、対間、下屋敷	金沢地区生活改善センター
13	戸沢、中山、中川原	大槌町公民館 中山分館

※投票日当日は、指定された投票所以外では投票できません。「投票所入場券」に記載している投票所名を、事前に確認しておきましょう。

期日前投票

- 次の人は期日前投票ができます。
- ① 仕事や冠婚葬祭などの予定がある人
 - ② 自分の投票区の区域外でレジャーや買い物などの予定がある人
 - ③ 病気やけが、妊娠などの理由で歩くことが困難な人

期日前投票所

◆大槌町役場

期間：10月11日(金)～10月26日(土)
時間：午前8時30分～午後8時

◆マスト 2階マストホール

期間：10月25日(金)・10月26日(土)
時間：午前9時～午後7時

投票には宣誓書が必要です

期日前投票を行うときは、投票所入場券(はがき)の裏面にある期日前投票宣誓書に、名前や住所などを記入して受付します。あらかじめ記入してから持って行くと、受付が早く済み、スムーズに投票することができます。入場券が届いていなくても、有権者であれば期日前投票ができます。

期日前投票ができます

期日前投票ができる場所・時間	
○場所	大槌町役場
○期間	10月11日(金)から26日(土)まで
○時間	午前8時30分から午後8時まで
○場所	シーサイドタウン マスト
○開設日	10月25日(金)、26日(土)
○時間	午前9時から午後7時まで

※ 期日前投票を行う場合は、下記宣誓書にあらかじめご記入いただきますと、受付が早く済みます。

宣誓書

私は参議院議員補欠選挙の当日、次のいずれかの理由に該当する見込みですので期日前投票をたく、下記の記載が事実であることを誓い、投票用紙を請求します。

氏名	大槌 太郎	生年大 〇 〇 平
住所	大槌町	月日 〇 〇 年 〇 月 〇 日
理由	☒ 表面記載の住所のとおり	
	☐ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事 ☐ 用事又は事故のため、投票所のある地域の外に外出・旅行・滞在 ☐ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は列事施設等に収容 ☐ 交通至難の島等に居住・滞在 ☐ 住所移動のため、本町以外に居住 ☐ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難	

〈お問い合わせ先〉 平028-1192 大槌町上町1番3号 大槌町選挙管理委員会 TEL 0193-42-8713

期日前投票宣誓書の記載例

当日投票できない人は期日前投票や、不在者投票を活用しましょう！

不在者投票

■指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人で、投票日当日に投票所に行けない場合は、その病院や老人ホームなどで不在者投票ができます。

■他の市区町村での投票

投票日当日および期日前投票期間に、出張や旅行などで町外に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。事前に町選挙

管理委員会へお問い合わせください。

■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を持っている人で、障害や要介護度が定められた等級に該当する場合は、郵便などで不在者投票ができます。この投票を行うには、事前に町選挙管理委員会に申請をして、郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。また、郵便等投票証明書の交付には日数を要する場合がありますので、早めに町選挙管理委員会事務局までご相談ください。

郵便などによる不在者投票の対象者

項目	障がいの区分	対象の等級
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級 2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	1級 3級
	免疫・肝臓	1級 2級 3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症 第1項症 第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
介護保険の被保険者証	要介護5と記載がある人	

大槌町選挙管理委員会事務局(町民課内)
TEL 0193-42-8713